

平成28・29年度県入札の審査基準日は今年12月1日です。格付け技術者数はOKですか？
県入札の申請で必要な国税と県税(自動車税を含む)は、12月1日以降早めに完納して下さい。



「今年12月1日現在、エコアクション21の有効な認定証・登録証の写を添付…」との説明が28・29年度の県入札「申請要領」に出ています。エコアクション21認証・登録とは聞き慣れない用語ですが

11年前からある制度で、現在「持続性推進機構」の本部事務局が業務を行っています。この制度の目的は「中小企業でも取り組み易い環境経営システムでCO₂や廃棄物を減らす事に

ん？ ISO『エコアクション21』新環境どう違う？

対策…

よって経費削減や社会的信頼を得、指名願で加点されたり銀行から低利融資を受けたり…といったメリットがある」と機構は解説しています。よく似た制度に経審で加点されるISO14001がありますが、大企業向けで認証等の費用が高い…といった難点が。

ここで環境省が規格を制定し、天下り先になる機構が4年前に他の機関から引き継ぎました。中小企業向けとは言っても初回約20万、その後も毎年約10～20万円費用が掛かります。



「『あなたの言い分を聞かない略式手続きで会社法違反事件として18万円の過料に処せられた…後日、検察庁から納付告知が…』との文書が、やはり裁判所から来た…」とA社から連絡がありました。10年間会社役員の任期切れにな

動きがあって役員の登記にはこもなくても…

注意！

っていた事が建設業許可の更新時に分かり、法務局に遅延就任の申請をして4ヵ月後の事でした。一方B社からは「5年前に社長を息子に引き継いだが、前社長が退職金を受給する為、3年前に役員を辞任し

た。前社長が許可要件の経管者だった事をうっかり失念…どうすれば…？」との相談がありました。新社長(ご子息)が経管者になれる役員経験年数を満たしたのは今年の4月。つまり3

年間経管者のいない、許可要件を欠く状態が続いた事になります。建設業法違反で最悪の場合、許可の取消しに…。法人の役員の登記手続きは許可との関係でも注意が必要です。事前にご相談下さい。



建設業許可の2本柱は①経管者(取締役)と②専任技術者の「常勤」。①の辞任や②の退職は要注意！当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。